

学童クラブ保育料の考え方について

1 保育料及びおやつ代の制定経緯

区立学童クラブ保育料は、平成13年（2001年）に学童クラブ条例を制定し、現行の月額4,400円と定め、その後延長保育の導入にあたり4種類の延長保育料を設定している。

また、おやつ代については、平成3年（1991年）に利用者の自己負担とする要綱を定めて月額1,250円の徴収を行ってきた。

2 新たな保育料体系の考え方

現行の費用徴収は、使用料の保育料と雑入であるおやつ代の2種類の債権管理を行っている他、延長利用など多種類の費用徴収に伴う事務が複雑なため保護者にとっても分かりにくい費用体系となっている。

このため、おやつ代の保育料への統合や延長保育料の廃止等、簡素で分かりやすい保育料体系へと改善していく必要がある。

また、子育て先進区として低所得世帯への支援や多子世帯支援など少子化対策の強化の観点から、学童保育利用世帯の負担軽減を図る必要がある。

3 新たな保育料

(1) 改定上限額の考え方

おやつ代を統合した使用料（新たな保育料）については、施設使用料改定方針に基づき現行の1.5倍、6,600円を改定上限額とする。

(2) おやつ代相当分

新たな保育料の内おやつ代相当分の積算においては、食物アレルギー対応や食中毒対策などでのコスト上昇分を見込むとともに、おやつ提供回数を月20日として積算を行うこととする。

(3) 子育て支援に係る措置

子育て先進区としてだれもが子育てしやすい子育て第一の地域づくりが急務である今日の状況に鑑み、低所得世帯への支援として保育料の減免対象を、現行の被保護世帯及び住民税非課税世帯に加えて就学援助受給世帯まで拡大することとする。

また、多子世帯への支援策として、保育料の二分の一程度を減額する多子減額制度を創設することとする。さらに、学童クラブ利用世帯全体についても負担軽減等の子育て支援策を検討する。

4 今後のスケジュール

平成30年（2018年）9月 第3回定例議会で条例改正案提出

12月 新年度募集開始

平成31年（2019年）4月 新たな保育料適用